

霧島市手数料条例の一部改正について

霧島市手数料条例の一部を次のように改正する。

令和6年11月25日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市手数料条例の一部を改正する条例

霧島市手数料条例（平成17年霧島市条例第75号）の一部を次のように改正する。

別表第1第58の項から第90の項までを次のように改める。

58 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条  
第1項の規定に基づく建築物に関する確認の  
申請又は同法第18条第2項の規定に基づく通  
知に対する審査

次の(1)から(6)までに掲げる建築物の床面積  
の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金  
額。ただし、当該建築物が(7)、(8)又は(9)に掲  
げる建築物に該当する場合にあっては、(1)か  
ら(6)に掲げる金額に(7)、(8)又は(9)に掲げる適  
合性判定に係る建築物の算定対象部分（建築  
物のエネルギー消費性能の向上等に関する法  
律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エ  
ネ法」という。）第2条第1項第3号及び建  
築物エネルギー消費性能基準等を定める省令  
（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）  
第1条第1項第1号イに規定する建築物の一  
次エネルギー消費量の算定対象とする部分を

<p>いう。)の床面積に応じ、それぞれ当該部分に掲げる額をそれぞれ加えた金額</p> <p>(1) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの</p> <p>(2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの</p> <p>(3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの</p> <p>(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</p> <p>(5) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</p> <p>(6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの</p> <p>(7) 建築基準法第87条の4の昇降機を設ける建築物 ((8)に掲げる建築物を除く。)</p> <p>(8) 確認を受けた建築物の計画を変更して昇降機を設ける建築物</p> <p>(9) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則 (平成28年国土交通省令第5号) 第2条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為に該当する建築物</p>	<p>1件につき 10,000円</p> <p>1件につき 19,000円</p> <p>1件につき 30,000円</p> <p>1件につき 43,000円</p> <p>1件につき 57,000円</p> <p>1件につき 83,000円</p> <p>1件につき 11,000円 (小荷物専用昇降機にあつては、6,600円)</p> <p>1件につき 7,200円 (小荷物専用昇降機にあつては、4,500円)</p> <p>次のアからエに掲げる申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額</p> <p>ア 床面積が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 (人の居住の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下「一戸建ての住宅」という。) 13,000円</p> <p>イ 床面積が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 14,000円</p> <p>ウ 床面積が300平方メートル未満の共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅 (以下「共同住宅等」という。) 24,000円</p> <p>エ 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等 38,000円</p>
<p>59 建築基準法第7条第1項の規定に基づく建</p>	

<p>建築物に関する完了検査の申請又は同法第18条第20項の規定に基づく工事完了の通知に対する審査</p> <p>次の(1)から(6)までに掲げる建築物の床面積の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額。ただし、当該建築物が建築基準法第87条の4の昇降機を設ける建築物に該当する場合には、昇降機1基につき16,000円（小荷物専用昇降機にあつては11,000円）を、(7)に掲げる建築物に該当する場合には、(7)に掲げる適合性判定に係る建築物の算定対象部分（建築物の一次エネルギー消費量の算定対象とする部分をいう。）の床面積の区分に応じ、それぞれ当該部分に掲げる額を(1)から(6)に掲げる金額にそれぞれ加えた金額</p> <p>(1) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの</p> <p>(2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの</p> <p>(3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの</p> <p>(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</p> <p>(5) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</p> <p>(6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの</p> <p>(7) 建築物省エネ法第11条第1項の規定する要確認特定建築行為に該当する建築物（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第5条第1項に規定する建設住宅性能評価（特定建築行為に係る住宅が建築物エネルギー消費性能基準に適合する住宅と同等以上のエネルギー消費性能を有するものである旨の建設</p>	<p>1件につき 18,000円</p> <p>1件につき 25,000円</p> <p>1件につき 35,000円</p> <p>1件につき 47,000円</p> <p>1件につき 64,000円</p> <p>1件につき 88,000円</p> <p>次のアからウに掲げる申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額</p> <p>ア 床面積が500平方メートル以内のもの 5,500円</p> <p>イ 床面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 7,500円</p>
--	--

住宅性能評価に限る。)を受けたものを除く。)	ウ 床面積が1,000平方メートルを超えるもの 10,000円
60 建築基準法第7条の6第1項第1号及び第2号(法第87条の4において準用する場合を含む。)又は第18条第38項第1号及び第2号の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	1件につき 121,000円
61 建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の指定(位置の指定を受けた道路の変更及び廃止を含む。)の申請に対する審査	1件につき 50,000円
62 建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築に関する特例の認定の申請に対する審査	1件につき 28,000円
63 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	1件につき 121,000円
64 建築基準法第86条第1項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等により建築される建築物に関する特例の認定の申請に対する審査 (1) 建築物の数が1又は2である場合 (2) 建築物の数が3以上である場合	1件につき 78,000円 1件につき 78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加えた金額
65 建築基準法第86条第2項の規定に基づく既存建築物を前提とした総合的設計により建築される建築物に関する特例の認定の申請に対する審査 (1) 建築物(既存建築物を除く。(2)において同じ。)の数が1である場合 (2) 建築物の数が2以上である場合	1件につき 78,000円 1件につき 78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加えた金額
66 建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査	

(1) 建築物（一敷地内認定建築物を除く。(2)において同じ。)の数が1である場合	1件につき 78,000円
(2) 建築物の数が2以上である場合	1件につき 78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加えた金額
67 建築基準法第86条の5第1項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等の認定の取消しの申請に対する審査	1件につき 6,400円に現に存する建築物の数に13,000円を乗じて得た額を加えた金額
68 建築基準法第86条の6第2項の規定に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	1件につき 28,000円
69 建築基準法第86条の7第1項の規定に基づく大規模修繕又は大規模模様替の制限の緩和に係る既存建築物の敷地と道路の制限緩和認定申請に対する審査	1件につき 28,000円
70 建築基準法第86条の7第1項の規定に基づく大規模修繕又は大規模模様替の制限の緩和に係る既存建築物の道路内建築制限緩和認定申請に対する審査	1件につき 28,000円
71 建築基準法第86条の8第1項の規定に基づく増築等を2以上の工事に分けて行う建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	1件につき 28,000円
72 建築基準法第86条の8第3項の規定に基づく増築等を2以上の工事に分けて行う建築物に関する特例の変更認定の申請に対する審査	1件につき 28,000円
73 建築基準法第87条の2第1項の規定に基づく用途変更を2以上の工事に分けて行う建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	1件につき 28,000円
74 建築基準法第87条の2第2項の規定に基づく用途変更を2以上の工事に分けて行う建築物に関する特例の変更認定の申請に対する審査	1件につき 28,000円
75 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく興行場等の用途変更に関する制限の適用除	1件につき 121,000円

外に係る許可の申請に対する審査	
76 建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項前段の規定に基づく建築設備に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく通知に対する審査 (1) 小荷物専用昇降機 (2) (1)以外の建築設備	1件につき 6,600円 1件につき 11,000円
77 建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項後段の規定に基づく建築設備に関する計画変更の確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく通知に対する審査 (1) 小荷物専用昇降機 (2) (1)以外の建築設備	1件につき 4,500円 1件につき 7,200円
78 建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項の規定に基づく建築設備に関する完了検査の申請又は同法第18条第20項の規定に基づく通知に対する審査 (1) 小荷物専用昇降機 (2) (1)以外の建築設備	1件につき 11,000円 1件につき 16,000円
79 建築基準法第88条第1項において準用する同法第6条第1項前段の規定に基づく工作物に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく通知に対する審査	1件につき 11,000円
80 建築基準法第88条第1項において準用する同法第6条第1項後段の規定に基づく工作物に関する計画変更の確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく計画変更の通知に対する審査	1件につき 6,900円
81 建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条第1項の規定に基づく工作物に関する完了検査の申請又は同法第18条第20項の規定に基づく工事完了の通知に対する審査	1件につき 13,000円
82 建築確認又は建築許可等に関する証明手数料	1件につき 300円
83 長期優良住宅の普及の促進に関する法律	

<p>(平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。) 第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査</p> <p>(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号) 第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書(以下この項及び次項において「確認書等」という。)の添付がある場合</p>	<p>1戸につき 次のアからエまでに掲げる住棟の総数の区分に応じた金額を認定申請戸数で除した金額(千円未満切捨て。以下この項において「認定申請手数料額」という。)。ただし、当該認定申請に併せて、長期優良住宅普及促進法第6条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、認定申請手数料額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、本表第58項の(1)から(6)までに掲げる金額(当該建築物が同項の(7)又は(8)に掲げる建築物に該当する場合にあっては同項の(1)から(6)に掲げる金額に同項の(7)又は(8)に掲げる金額を加えた金額)をそれぞれ加えた金額(以下「加算額」という。)</p> <p>ア 1戸</p> <p>    a 住宅を新築する場合 17,000円</p> <p>    b その他の場合 21,000円</p> <p>イ 1戸を超え5戸以内</p> <p>    a 住宅を新築する場合 35,000円</p> <p>    b その他の場合 43,000円</p> <p>ウ 5戸を超え10戸以内</p> <p>    a 住宅を新築する場合 58,000円</p> <p>    b その他の場合 73,000円</p> <p>エ 10戸超</p> <p>    a 住宅を新築する場合 105,000円</p>
---	---

<p>(2) 確認書等の添付がない場合</p>	<p>円</p> <p>b その他の場合 132,000円</p> <p>1戸につき 次のアからエまでに掲げる認定申請手数料額。ただし、当該認定申請に併せて、長期優良住宅普及促進法第6条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、認定申請手数料額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、加算額をそれぞれ加えた金額</p> <p>ア 1戸</p> <p>a 住宅を新築する場合 52,000円</p> <p>b その他の場合 73,000円</p> <p>イ 1戸を超え5戸以内</p> <p>a 住宅を新築する場合 123,000円</p> <p>b その他の場合 174,000円</p> <p>ウ 5戸を超え10戸以内</p> <p>a 住宅を新築する場合 200,000円</p> <p>b その他の場合 283,000円</p> <p>エ 10戸超</p> <p>a 住宅を新築する場合 394,000円</p> <p>b その他の場合 561,000円</p>
<p>84 長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更認定の申請に対する審査</p> <p>(1) 確認書等の添付がある場合</p>	<p>1戸につき 次のアからエまでに掲げる住棟の総数の区分に応じた金額を変更認定申請戸数で除した金額（千円未満切捨て。以下この項において「変更認定申請手数料額」という。）。ただ</p>

(2) 確認書等の添付がない場合

し、当該変更認定申請に併せて、長期優良住宅普及促進法第8条第2項の規定により準用する同法第6条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、変更認定申請手数料額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、加算額をそれぞれ加えた金額

ア 1戸

a 住宅を新築する場合 17,000円

b その他の場合 21,000円

イ 1戸を超え5戸以内

a 住宅を新築する場合 35,000円

b その他の場合 43,000円

ウ 5戸を超え10戸以内

a 住宅を新築する場合 58,000円

b その他の場合 73,000円

エ 10戸超

a 住宅を新築する場合 105,000円

b その他の場合 132,000円

1戸につき 次のアからエまでに掲げる変更認定申請手数料額。ただし、当該変更認定申請に併せて、長期優良住宅普及促進法第8条第2項の規定により準用する同法第6条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、変更認定申請手数料額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、加算額をそれぞれ加えた金額

ア 1戸

	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 住宅を新築する場合 52,000円</li> <li>b その他の場合 73,000円</li> <li>イ 1戸を超え5戸以内 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 住宅を新築する場合 123,000円</li> <li>b その他の場合 174,000円</li> </ul> </li> <li>ウ 5戸を超え10戸以内 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 住宅を新築する場合 200,000円</li> <li>b その他の場合 283,000円</li> </ul> </li> <li>エ 10戸超 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 住宅を新築する場合 394,000円</li> <li>b その他の場合 561,000円</li> </ul> </li> </ul>
85 長期優良住宅普及促進法第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定した場合及び同条第3項の規定に基づく区分所有住宅の管理者等が選任された場合における長期優良住宅建築等計画の変更認定の申請に対する審査	<p>次に掲げる変更認定申請の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定した場合 1戸につき 4,500円</li> <li>イ 第9条第3項の規定に基づく区分所有住宅の管理者等が選任された場合 1棟につき 8,600円</li> </ul>
86 長期優良住宅普及促進法第10条の規定に基づく地位の承継の承認の申請に対する審査	1戸につき 4,500円
87 長期優良住宅普及促進法に基づく優良住宅認定等に関する証明手数料	1戸につき 300円
88 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。）第53条の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査 (1) 低炭素建築物新築等計画が低炭素化促進法第54条第1項に掲げる基準に適合していることについて、評価機関、建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機	<p>次のアからカに掲げる認定申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額（以下この項において「認定申請手数料額」という。）。</p>

関又は建築物省エネ法第17条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能評価機関（以下「評価機関等」と総称する。）が交付する適合証を添付する場合

ただし、当該認定申請に併せて低炭素化促進法第54条第2項により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、認定申請手数料額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、加算額をそれぞれ加えた金額

ア 住宅以外の用に供する建築物（以下「非住宅建築物」という。）で、モデル建物法を用いて計算したもの

a 床面積が300平方メートル未満のもの 10,000円

b 床面積が300平方メートル以上のもの 29,000円

イ 非住宅建築物で、標準入力法を用いて計算したもの

a 床面積が300平方メートル未満のもの 10,000円

b 床面積が300平方メートル以上のもの 29,000円

ウ 住宅の用に供する建築物で、標準計算法を用いて計算したもの

a 一戸建ての住宅の場合 6,800円

b 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 14,000円

c 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等 26,000円

エ 住宅の用に供する建築物で、仕様基準によるもの

a 一戸建ての住宅 6,800円

b 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 14,000円

c 床面積が300平方メートル以上

(2) その他の場合

の共同住宅等 26,000円

オ 住宅の用に供する建築物で、仕様・計算併用法によるもの

a 一戸建ての住宅 6,800円

b 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 14,000円

c 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等 26,000円

カ 住宅の用に供する建築物と非住宅建築物との複合建築物(以下「複合建築物」という。)認定申請に係る一の複合建築物のそれぞれの部分の床面積の区分に応じ、この項の(1)のアからオに掲げる金額を合計した金額

次のアからカに掲げる認定申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額。ただし、当該認定申請に併せて低炭素化促進法第54条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、認定申請手数料額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、加算額をそれぞれ加えた金額

ア 非住宅建築物で、モデル建物法を用いて計算したもの

a 床面積が300平方メートル未満のもの 95,000円

b 床面積が300平方メートル以上のもの 155,000円

イ 非住宅建築物で、標準入力法を用いて計算したもの

a 床面積が300平方メートル未満のもの 239,000円

b 床面積が300平方メートル以上

のもの 384,000円

ウ 住宅の用に供する建築物で、標準  
計算法を用いて計算したもの

a 床面積が200平方メートル未満  
の一戸建ての住宅 39,000円

b 床面積が200平方メートル以上  
である一戸建ての住宅 43,000  
円

c 床面積が300平方メートル未満  
の共同住宅等 78,000円

d 床面積が300平方メートル以上  
の共同住宅等 126,000円

エ 住宅の用に供する建築物で、仕  
様基準によるもの

a 床面積が200平方メートル未満  
の一戸建ての住宅 21,000円

b 床面積が200平方メートル以上  
である一戸建ての住宅 23,000  
円

c 床面積が300平方メートル未満  
の共同住宅等 41,000円

d 床面積が300平方メートル以上  
の共同住宅等 66,000円

オ 住宅の用に供する建築物で、仕  
様・計算併用法によるもの

a 床面積が200平方メートル未  
満の一戸建ての住宅 30,000  
円

b 床面積が200平方メートル以  
上の一戸建ての住宅 32,000  
円

c 床面積が300平方メートル未  
満の共同住宅等 59,000円

d 床面積が300平方メートル以  
上の共同住宅等 95,000円

	<p>カ 複合建築物 認定申請に係る一の複合建築物のそれぞれの部分の床面積の区分に応じ、この項の(2)のアからオに掲げる金額を合計した金額</p>
<p>89 低炭素化促進法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p> <p>(1) 低炭素建築物新築等計画が低炭素化促進法第55条第1項において準用する法第54条第1項に掲げる基準に適合していることについて、評価機関等が交付する適合証を添付する場合</p>	<p>次のアからオに掲げる認定申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額（以下この項において「変更認定申請手数料額」という。）。ただし、当該変更認定申請に併せて低炭素化促進法第55条第2項の規定において準用する低炭素化促進法第54条第2項の規定の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、変更認定申請手数料額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、加算額をそれぞれ加えた金額</p> <p>ア 非住宅建築物で、モデル建物法を用いて計算したもの</p> <p>    a 床面積が300平方メートル未満のもの 5,100円</p> <p>    b 床面積が300平方メートル以上のもので 14,000円</p> <p>イ 非住宅建築物で、標準入力法を用いて計算したもの</p> <p>    a 床面積が300平方メートル未満のもの 5,100円</p> <p>    b 床面積が300平方メートル以上のもので 14,000円</p> <p>ウ 住宅の用に供する建築物で、標準計算法を用いて計算したもの</p>

(2) その他の場合

- a 一戸建ての住宅 3,400円
- b 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 6,800円
- c 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等 13,000円
- エ 住宅の用に供する建築物で、仕様・計算併用法によるもの
  - a 一戸建ての住宅 3,400円
  - b 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 6,800円
  - c 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等 13,000円
- オ 複合建築物 認定申請に係る一の複合建築物のそれぞれの部分の床面積の区分に応じ、この項の(1)のアからエに掲げる金額を合計した金額

次のアからオに掲げる認定申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額。ただし、当該変更認定申請に併せて低炭素化促進法第55条第2項の規定において準用する低炭素化促進法第54条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、変更認定申請手数料額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、加算額をそれぞれ加えた金額

- ア 非住宅建築物で、モデル建物法を用いて計算したもの
  - a 床面積が300平方メートル未満のもの 47,000円
  - b 床面積が300平方メートル以上のもの 78,000円
- イ 非住宅建築物で、標準入力法を

	<p>用いて計算したもの</p> <p>a 床面積が300平方メートル未満のもの 120,000円</p> <p>b 床面積が300平方メートル以上のもの 192,000円</p> <p>ウ 住宅の用に供する建築物で、標準計算法を用いて計算したもの</p> <p>a 床面積が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 19,000円</p> <p>b 床面積が200平方メートル以上である一戸建ての住宅 21,000円</p> <p>c 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 39,000円</p> <p>d 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等 63,000円</p> <p>エ 住宅の用に供する建築物で、仕様・計算併用法によるもの</p> <p>a 床面積が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 15,000円</p> <p>b 床面積が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 16,000円</p> <p>c 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 30,000円</p> <p>d 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等 47,000円</p> <p>オ 複合建築物 変更認定申請に係る一の複合建築物のそれぞれの部分の床面積の区分に応じ、この項の(2)のアからエに掲げる金額を合計した金額</p>
<p>90 建築物省エネ法第11条第1項又は同法第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「適合性判定」という。）に対する審査</p>	<p>次に掲げる適合性判定に係る区分に応じそれぞれ当該区分に掲げる金額</p> <p>ア 非住宅建築物でモデル建物法を用いて計算したもの</p> <p>a 床面積が300平方メートル未満</p>

	<p>のもの 95,000円</p> <p>b 床面積が300平方メートル以上のもの 155,000円</p> <p>イ 非住宅建築物で標準入力法を用いて計算したもの</p> <p>a 床面積が300平方メートル未満のもの 239,000円</p> <p>b 床面積が300平方メートル以上のもの 384,000円</p> <p>ウ 住宅の用に供する建築物で標準計算法を用いて計算したもの</p> <p>a 床面積が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 39,000円</p> <p>b 床面積が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 43,000円</p> <p>c 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 78,000円</p> <p>d 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等 126,000円</p> <p>エ 住宅の用に供する建築物で仕様・計算併用法によるもの</p> <p>a 床面積が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 30,000円</p> <p>b 床面積が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 32,000円</p> <p>c 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 59,000円</p> <p>e 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等 95,000円</p> <p>オ 複合建築物 適合性判定に係る一の複合建築物のそれぞれの部分の床面積の区分に応じ、この項のアからエに掲げる金額を合計した金額</p>
--	---

別表第1に次のように加える。

<p>91 建築物省エネ法第11条第2項又は同法第12条第3項の規定に基づく適合性判定に対する審査</p>	<p>次に掲げる適合性判定に係る区分に応じそれぞれ当該区分に掲げる金額</p> <p>ア 非住宅建築物でモデル建物法を用いて計算したもの</p> <p>    a 床面積が300平方メートル未満のもの 47,000円</p> <p>    b 床面積が300平方メートル以上のもの 78,000円</p> <p>イ 非住宅建築物で標準入力法を用いて計算したもの</p> <p>    a 床面積が300平方メートル未満のもの 120,000円</p> <p>    b 床面積が300平方メートル以上のもの 192,000円</p> <p>ウ 住宅の用に供する建築物で標準計算法を用いて計算したもの</p> <p>    a 床面積が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 19,000円</p> <p>    b 床面積が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 21,000円</p> <p>    c 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 39,000円</p> <p>    d 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等 63,000円</p> <p>エ 住宅の用に供する建築物で仕様・計算併用法によるもの</p> <p>    a 床面積が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 15,000円</p> <p>    b 床面積が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 16,000円</p> <p>    c 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 30,000円</p> <p>    d 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等 47,000円</p> <p>オ 複合建築物 適合性判定に係る</p>
---	--

	<p>一の複合建築物のそれぞれの部分の床面積の区分に応じ、この項のアからエに掲げる金額を合計した金額</p>
<p>92 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第13条に規定する軽微な変更該当していることを証する書面の交付に対する審査</p>	<p>次に掲げるエネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に係る区分に応じそれぞれ当該区分に掲げる金額</p> <p>ア 非住宅建築物で、モデル建物法を用いて計算したもの</p> <p>    a 床面積が300平方メートル未満のもの 47,000円</p> <p>    b 床面積が300平方メートル以上のもの 78,000円</p> <p>イ 非住宅建築物で標準入力法を用いて計算したもの</p> <p>    a 床面積が300平方メートル未満のもの 120,000円</p> <p>    b 床面積が300平方メートル以上のもの 192,000円</p> <p>ウ 住宅の用に供する建築物で標準計算法を用いて計算したもの</p> <p>    a 床面積が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 19,000円</p> <p>    b 床面積が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 21,000円</p> <p>    c 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 39,000円</p> <p>    d 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等 63,000円</p> <p>エ 住宅の用に供する建築物で仕様・計算併用法によるもの</p> <p>    a 床面積が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 15,000円</p> <p>    b 床面積が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 16,000円</p>

	<p>c 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 30,000円</p> <p>d 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等 47,000円</p> <p>オ 複合建築物 軽微な変更に係る一の複合建築物のそれぞれの部分の床面積の区分に応じ、この項のアからエに掲げる金額を合計した金額</p>
<p>93 建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定</p> <p>(1) 建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準について、評価機関等が交付する適合証を添付する場合</p>	<p>次のアからカに掲げる認定申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額（以下この項において「認定申請手数料額」という。）。ただし、当該認定申請に併せて建築物省エネ法第30条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、認定申請手数料額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、加算額をそれぞれ加えた金額</p> <p>ア 非住宅建築物で、モデル建物法を用いて計算したもの</p> <p>a 床面積が300平方メートル未満のもの 10,000円</p> <p>b 床面積が300平方メートル以上のもの 29,000円</p> <p>イ 非住宅建築物で、標準入力法を用いて計算したもの</p> <p>a 床面積が300平方メートル未満のもの 10,000円</p> <p>b 床面積が300平方メートル以上のもの 29,000円</p> <p>ウ 住宅の用に供する建築物で、標</p>

(2) その他の場合

準計算法によるもの

- a 一戸建ての住宅 6,800円
- b 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 14,000円
- c 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等 26,000円

エ 住宅の用に供する建築物で、仕様基準によるもの

- a 一戸建ての住宅 6,800円
- b 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 14,000円
- c 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等 26,000円

オ 住宅の用に供する建築物で、仕様・計算併用法によるもの

- a 一戸建ての住宅 6,800円
- b 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 14,000円
- c 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等 26,000円

カ 複合建築物 認定申請に係る一の複合建築物のそれぞれの部分の床面積の区分に応じ、この項の(1)のアからオに掲げる金額を合計した金額

次のアからカに掲げる認定申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額。ただし、当該認定申請に併せて建築物省エネ法第30条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、認定申請手数料額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、加算額をそれぞれ加えた金額

ア 非住宅建築物で、モデル建物法

を用いて計算したもの

a 床面積が300平方メートル未満のもの 95,000円

b 床面積が300平方メートル以上のもの 155,000円

イ 非住宅建築物で、標準入力法を用いて計算したもの

a 床面積が300平方メートル未満のもの 239,000円

b 床面積が300平方メートル以上のもの 384,000円

ウ 住宅の用に供する建築物で、標準計算法によるもの

a 床面積が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 39,000円

b 床面積が200平方メートル以上である一戸建ての住宅 43,000円

c 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 78,000円

d 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等 126,000円

エ 住宅の用に供する建築物で、仕様基準によるもの

a 床面積が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 21,000円

b 床面積が200平方メートル以上である一戸建ての住宅 23,000円

c 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 41,000円

d 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等 66,000円

オ 住宅の用に供する建築物で、仕様・計算併用法によるもの

	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 床面積が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 30,000円</li> <li>b 床面積が200平方メートル以上である一戸建ての住宅 32,000円</li> <li>c 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 59,000円</li> <li>d 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等 95,000円</li> <li>カ 複合建築物 認定申請に係る一の複合建築物のそれぞれの部分の床面積の区分に応じ、この項の(2)のアからオに掲げる金額を合計した金額</li> </ul>
<p>94 建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定の申請に対する審査</p> <p>(1) 建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準について、評価機関等が交付する適合証を添付する場合</p>	<p>次のアからオに掲げる認定申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額（以下この項において「変更認定申請手数料額」という。）。ただし、当該変更認定申請に併せて建築物省エネ法第31条第2項において準用する建築物省エネ法第30条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、変更認定申請手数料額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、加算額をそれぞれ加えた金額</p> <p>ア 非住宅建築物で、モデル建物法を用いて計算したもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 床面積が300平方メートル未満のもの 5,100円</li> <li>b 床面積が300平方メートル以上のもの 14,000円</li> </ul>

イ 非住宅建築物で、標準入力法を用いて計算したもの

a 床面積が300平方メートル未満のもの 5,100円

b 床面積が300平方メートル以上のもの 14,000円

ウ 住宅の用に供する建築物で、標準計算法によるもの

a 一戸建ての住宅 3,400円

b 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 6,800円

c 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等 13,000円

エ 住宅の用に供する建築物で、仕様・計算併用法によるもの

a 一戸建ての住宅 3,400円

b 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 6,800円

c 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等 13,000円

オ 複合建築物 認定申請に係る一の複合建築物のそれぞれの部分の床面積の区分に応じ、この項の(1)のアからエに掲げる金額を合計した金額

(2) その他の場合

次のアからオに掲げる認定申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額。ただし、当該変更認定申請に併せて建築物省エネ法第31条第2項において準用する建築物省エネ法第30条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、変更認定申請手数料額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、加算額を

それぞれ加えた金額

ア 非住宅建築物で、モデル建物法を用いて計算したもの

a 床面積が300平方メートル未満のもの 47,000円

b 床面積が300平方メートル以上のもの 78,000円

イ 非住宅建築物で、標準入力法を用いて計算したもの

a 床面積が300平方メートル未満のもの 120,000円

b 床面積が300平方メートル以上のもの 192,000円

ウ 住宅の用に供する建築物で、標準計算法によるもの

a 床面積が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 19,000円

b 床面積が200平方メートル以上である一戸建ての住宅 21,000円

c 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 39,000円

d 床面積が300平方メートル以上の共同住宅等 63,000円

エ 住宅の用に供する建築物で、仕様・計算併用法によるもの

a 床面積が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 15,000円

b 床面積が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 16,000円

c 床面積が300平方メートル未満の共同住宅等 30,000円

d 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の共同住宅等 47,000円

	オ 複合建築物 変更認定申請に係る一の複合建築物のそれぞれの部分の床面積の区分に応じ、この項の(2)のアからエに掲げる金額を合計した金額
95 低炭素化促進法に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等に関する証明手数料	1戸につき 300円
96 その他の証明等手数料	1件につき 300円

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

#### (提案理由)

建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）が改正されたこと等から、本条例の所要の改正をしようとするものである。